

平成25年12月26日

会員市町村議会 各位

全国森林環境税創設促進議員連盟
会長 板垣 一 徳
(公印省略)

平成26年度税制改正大綱の概要について

本議員連盟の諸活動につきましては、日頃よりご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、自由民主党及び公明党は、12月12日、「平成26年度税制改正大綱」(裏面参照)を決定いたしました。その中で、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保」の平成26年度での取組みについては、概ね下記のとおりとなりましたので、取り急ぎご報告いたします。

記

1. 森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。
2. 税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

全国森林環境税創設促進議員連盟事務局
(村上市議会事務局内) 担当：高橋、富樫
〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
TEL・FAX：0254-53-1275 (直通)
E-Mail：shinrin@city.murakami.lg.jp

平成26年度税制改正大綱（抄）

第三検討事項

15 わが国は、本年11月に開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、2020年の温室効果ガス削減目標を、2005年比で3.8%減とすることを表明した。この目標を確実に達成するためには、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から、多様な政策への取組みを推進していかなければならない。

こうした中、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置を講じているが、この税収はエネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策の実施のための財源として活用することとなっている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。このため、税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。